

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

えん罪はえん罪被害者の人生を狂わせ、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものである。えん罪はあってはならないものと誰しも認めることでありながらその被害は後を絶たない。再審は、罪を犯していないえん罪被害者を救済するための最後の砦である。

2010年から2016年までの間で、足利事件、布川事件、東電OL事件、東住吉事件といった無期刑の重罰事件について、再審無罪判決が続いた。また、2014年には袴田事件で死刑が確定していた袴田巖氏が47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事があった。

しかし、これらの事件で再審開始が認められ、さらに無罪となる過程では、常に検察による多くの妨害が立ちはだかつてきた。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことである。再審請求では、無罪を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められる。しかしながら、証拠の大部分は強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名のもとに、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が見受けられる。

2004年に通常審では公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化された。しかし、再審における証拠開示については、いまだに明確な規定がない。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判所の裁量に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられている。

もう一つの大きな壁は、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）が許されていることである。公益の代表者という検察官の法的地位からしても裁判所の決定にいたずらに逆らい、再審を妨害することに対しては、法的な制限を加える必要があることは明白である。

このように、再審における証拠開示制度の確立と検察官の上訴制限

は、無事の速やかな救済という点で焦眉の課題である。

よって、本市議会は、政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 再審請求手続における検察が有する証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）について制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月18日

喜多方市議会議長 齋 藤 勘一郎

【意見書提出】

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	山東 昭子	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿
法務大臣	森 まさこ	殿